

令和元年

第11回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和元年11月18日
午後1時30分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和元年第11回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和元年11月18日(月) 午後1時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	議案第1号	仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第 5	議案第2号	令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に関する件
日程第 6	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和元年10月31日(木)～11月18日(月)

1 令和元年度後志町村教育委員会協議会臨時総会

令和元年10月31日(木) ニセコ町 町民センター

＝概要＝

- 役員の変更について
- 加藤代理、岩井教育長出席

2 令和元年度後志管内町村教育委員研修会並びに教育懇談会

令和元年10月31日(木) ニセコ町 町民センター

＝概要＝

- 表彰状伝達式(全国教育長表彰1名、全国表彰5名、全道表彰4名)
- 開会式～主催者挨拶(菊地会長)、来賓祝辞(櫻井局長)、運営者紹介
- 講演
「地域連携のあり方を探る ～これからの時代に求められる 学校のカ
タチ 地域のカタチ～」(北海道教育庁学校教育局義務教育化地域連携
担当課長 濱中昌志氏)
- 研修(ワークショップ)
テーマ①「各市町村における学校と地域との連携状況」
テーマ②「これらの学校と地域の望ましい連携のあり方」
- 事務連絡、閉会式

3 令和元年仁木町功労賞・功績賞表彰式

令和元年11月1日(金) 町民センター・多目的文化ホール

＝概要＝

- 受賞者 功 勞 賞 林 正一氏(前仁木町議会議員)
角谷義幸氏(前仁木町教育委員会教育長)
- 社会功績賞 笠井眞澄氏(仁木町民生児童委員)
今野和江氏(仁木町民生児童委員)
辻田四郎氏(仁木町交通安全指導員)
平尾 守氏(仁木町交通安全指導員)
- アトラクション ヴァイオリン・ピアノアンサンブル

4 仁木みらい塾特別講座

令和元年11月4日(月) 町民センター・多目的文化ホール

＝概要＝

- 南極犬ぞり横断30周年記念「THINK SOUTH FOR THE NEXT」
- 南極大陸横断国際犬ぞり隊(5名)によるトークセッション
- ゲスト出演～仁木フルーツ合唱団

5 教育委員学校視察

令和元年11月5日(火) 町内全小中学校

＝概要＝

- 仁木小学校 学校経営説明、各学級の授業参観
- 銀山小学校 学校経営説明、各学級の授業参観
- 仁木中学校 学校経営説明、各学級の授業参観
- 銀山中学校 学校経営説明、各学級の授業参観

6 銀山中学校第3回参観日

令和元年11月6日(水) 同校

＝概要＝

- 授業参観 1年生～国語～書写(高田先生)
2年生～社会(谷口先生)
3年生～体育(間鍋先生)
特別支援学級(情緒)～英語(川内先生)

○ PTA研修会

「聴いてもらう安心感 言葉にする体験 ワークショップ」

(木谷スクールカウンセラー)

7 令和2年度仁木町職員採用(面接)試験

令和元年11月8日(金) 役場応接室

＝概要＝

- 試験官 林副町長、岩井教育長、新見総務課長
- 受験者 8名(男7名、女1名)
- 内定者 4名(男性～4名)うち仁木町出身者～1名

8 MOA美術館小樽児童作品展表彰式（銀賞以上）

令和元年 11月 10日（日）市立小樽美術館

＝概 要＝（仁木町関係分）

- | | | | | |
|--------|---------|-------|----|---------|
| ○ 絵画の部 | 仁木町長賞 | 銀山小学校 | 3年 | 田原梨々香さん |
| | 銀賞 | 銀山小学校 | 2年 | 鹿野 風花さん |
| | 佳作 | 銀山小学校 | 6年 | 久保田真実さん |
| ○ 書写の部 | 仁木町教育長賞 | 銀山小学校 | 5年 | 芳岡 陽南さん |
| | 金賞 | 銀山小学校 | 4年 | 鹿野 大地さん |
| | 佳作 | 銀山小学校 | 3年 | 柳原 学さん |
| | 佳作 | 銀山小学校 | 6年 | 久保田真実さん |

9 令和元年度後志中文連弁論大会

令和元年 11月 12日（火）泊村立泊中学校・体育館

＝概 要＝

- | | |
|------|----------------------|
| ○ 弁士 | 後志管内（4ブロック）15名参加 |
| | 仁木町弁士 仁木中学校3年 計良春月さん |
| | 仁木中学校3年 野村陽果さん |
| ○ 成績 | 仁木町関係分 |
| | 1位「自分らしさ」 野村陽果さん |

10 令和元年度後志教育局義務教育担当指導主事学校教育指導

令和元年 11月 12日（火）仁木小学校、教育長室

＝概 要＝

- 授業参観及び研究協議
- 報告及び意見交換
- 教育局～市村主査
 - ・授業参観では、どのクラスも「課題」、「まとめ」、「振り返り」が明確に位置づけられ、非常に効果的であると感じた。
 - ・午後からは、小中連携の合同研修が行われていた。今回は、中学校の先生全員が小学校の授業を見て、協議を行っていたが、素晴らしい取組であるので、引き続き、連携強化を期待する。
 - ・仁木小学校の現在の取り組みはお手本になるので、引き続き継続願いたい。

11 政策調整会議

令和元年 11 月 13 日（水）応接室

＝概 要＝

- 令和 2 年度組織機構・職員採用等について
- 各課からの案件について

12 令和元年度スポーツ少年団体力測定会（仁木町子ども体験塾共催）

令和元年 11 月 16 日（土）仁木町山村開発センター

＝概 要＝

- 開会、ラジオ体操、体力測定会（立ち幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、5 分間走）、交歓会、閉会
- 参加者 スポーツ少年団員及び子ども体験塾（55 名）、運営役員（21 名）、教育委員会職員（3 名）

13 令和 2 年度仁木町職員採用（面接）試験（水道技術職）

令和元年 11 月 17 日（日）応接室

＝概 要＝

- 試験官 林副町長、岩井教育長、新見総務課長、可児建設課長
- 受験者 1 名（男 1 名）

日程第 4

議案第 1 号

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を
改正する要綱に関する件

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年 11 月 18 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年仁木町教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 卒業アルバム代

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

新旧対照表

○仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

新	旧
<p>仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年9月12日教育委員会告示第13号</p> <p>第1条～第2条 略 (支給対象費目)</p> <p>第3条 就学援助費目は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(13) 略 <u>(14) 卒業アルバム代</u></p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>附 則 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>	<p>仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱</p> <p>第1条～第2条 略 (支給対象費目)</p> <p>第3条 就学援助費目は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(13) 略</p> <p><u>第4条～第12条 略</u></p>

改正

平成21年10月1日教委告示第22号

平成22年12月13日教委告示第20号

平成24年4月27日教委告示第9号

平成29年4月28日教委告示第7号

平成29年12月22日教委告示第22号

令和元年11月 日教委告示第 号

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するために、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有し、かつ、町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者又は通学予定児童生徒の保護者のうち、仁木町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が要保護及び準要保護として認定した者とする。

2 区域外就学に係る児童生徒の保護者であって就学援助を受けることができる者は、町内に居住し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の承諾を得て他の市町村の設置する小中学校に児童生徒を就学させている者で、当該市町村から就学援助費の全部又は一部を受給していない者とする。

（支給対象費目）

第3条 就学援助費目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）学用品費
- （2）通学用品費（小学校1年生及び中学校1年生を除く。）
- （3）校外活動費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）
- （4）新入学児童生徒学用品費
- （5）学校給食費
- （6）体育実技用具費（小学校1年生、4年生及び中学校1年生のスキー用具に限る。）
- （7）クラブ活動費（クラブ活動の実施に必要な用具等で、活動を行う児童生徒が一律に負担すべきこととなる経費）
- （8）児童生徒会費（児童生徒が会費として一律に負担すべきこととなる経費）

- (9) PTA会費（PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費）
- (10) 通学費（小学校4km以上、中学校6km以上の公共交通機関を利用して通学する児童生徒に限る。）
- (11) 修学旅行費
- (12) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に限る。）
- (13) 日本スポーツ振興センター共済掛金
- (14) 卒業アルバム代

2 前条に該当する保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助及び同法第13条に規定する教育扶助を受けている者は、前項第1号から第9号までに掲げる就学援助を受けることができない。

（支給経費の額の算定）

第4条 前条の対象経費の額は、国が定める基準により町の予算の範囲内で、毎年度、教育長が定めるものとする。

（認定基準）

第5条 第2条の規定により教育委員会が要保護及び準要保護として認定する者は、前年度又は、当該年度において次の各号のいずれかに該当し、かつ世帯の前年所得に12を除いて得た額が、当該世帯について算出した当該年度の特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に1.3を乗じて得た額以下であるものとする。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもので、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当した者
 - ア 生活保護法第26条に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税
 - ウ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免
 - エ 地方税法第72の62の規定に基づく個人事業税の減免
 - オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金保険料の減免
 - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免若しくは徴収の猶予又は地方税法第703条の5に基づく国民健康保険税の減額
 - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 社会福祉法人北海道社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸付
 - コ その他経済的理由により困っている

（重複支給の禁止）

第6条 就学援助費は、特別支援教育就学奨励費と重複して支給しない。

(申請書の提出)

第7条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助費申請書(様式第1号)を児童生徒の通学する小中学校長(以下「学校長」という。)に提出しなければならない。

2 就学援助費のうち、第3条第4号に規定する新入学児童生徒学用品費の支給を当該児童及び生徒が入学する前年度に受けようとする保護者は、教育長が別に定める日までに就学援助費(新入学児童生徒学用品費)申請書(様式第1号の2)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請により新入学児童生徒学用品費の支給を受けた者に対して、当該児童生徒が入学をした年度においては、新入学児童生徒学用品費の支給は行わないものとする。

3 前2項の申請は、教育長が別に定める日までに行わなければならない。ただし、転入者及び年度途中で支給を受けようとする者は、その都度申請書を提出することができる。

4 学校長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、意見を付して教育委員会に提出する。

(認定及び通知)

第8条 教育委員会は、前条第4項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、就学援助の認定の可否を決定したときは、要保護及び準要保護児童生徒認定(否認定・認定取消)通知書(様式第2号)及び就学援助費支給計画通知書(様式第3号)により、学校長に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、新入学児童生徒学用品費の支給の可否を決定したときは、就学援助費(新入学児童生徒学用品費)支給決定(否支給・支給取消)通知書(様式第4号)により、入学予定者の保護者に通知する。

(認定の取消)

第9条 教育委員会は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、年度の途中であっても、前条の認定及び支給を取り消し、既に支給した就学援助費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 要保護・準要保護児童生徒の転学又は死亡等により支給を必要としなくなったとき。
- (2) 第5条に規定する認定基準の要件を欠いたとき。
- (3) 保護者が就学援助費の受給を辞退したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- (5) その他教育委員会が支給を不相当と認めたとき。

(再審査)

第10条 保護者は、第8条の決定に関し再審査を求める場合は、決定した日から30日以内に意見書を提出しなければならない。

(支給方法等)

第11条 教育委員会は、次の各項を除く対象経費の支給については、原則として口座振替の方法に

よって行うものとする。

- 2 クラブ活動費、児童生徒会費及びPTA会費は、認定者の委任を受けた教育長を通じて支給する。
- 3 学校給食費及び体育実技用具は、現物支給とする。
- 4 医療費は、希望者に医療券を交付し、受診した医療機関の請求に基づき、当該医療機関に支払う。
- 5 日本スポーツ振興センター共済掛金については、5月1日現在の認定者に対して援助を行う。
- 6 第9条の規定により認定の取り消しを受けた者又は教育長が必要と認める者に関する支給額は、月割りで支給するものとする。ただし、支給額に円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年10月1日教委告示第22号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成22年12月13日教委告示第20号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年4月27日教委告示第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月28日教委告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月22日教委告示第22号)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

日程第 5

議案第 2 号

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果
報告書」への市町村別結果の掲載に関する件

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第3条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和元年11月18日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

教育長	次長	主幹	係長	起案者	本件
					教育委員会 2020年11月10日 (11月10日)
回				議	

文書公開区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開
<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 時限 ()
教 健 体 保 存 4 年 8 隔	
令和元年 (2019年) 10月29日	
表・10・5・4・1	

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

令和元年度 (2019年度) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について (照会)

このことについて、スポーツ庁「2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」(別添1、以下「実施要領」という。)では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされています。

道教委では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、昨年度同様、市町村教育委員会の同意を前提として、2月を目処に公表を予定している令和元年度 (2019年度) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」(以下「北海道版結果報告書」という。)に、別添3により作成した市町村の結果を掲載し公表することとしました。

つきましては、実施要領に基づき、貴市町村の結果を北海道版結果報告書に掲載することについて照会いたしますので、次により回答願います。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えており、照会する考えはありません。

記

1 回答様式

別添 令和元年度 (2019年度) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

2 提出先及び提出方法

教育局 (教育支援課) へ電子メールで提出

3 市町村教育委員会から教育局への提出期限

令和2年1月16日 (木)

4 資料

別添1 2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

別添2 2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表に関する道教委の考え方

別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

5 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに小学校で1枚、中学校で1枚の内容を掲載

学校教育局健康・体育課
学校保健・体育グループ
TEL 011-204-5752

令和元年度(2019年度)全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について (回答)

令和元年(2019年)10月25日付け教健体第648号で照会のありました令和元年度(2019年度)全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に各市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する令和元年度(2019年度)全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に別添3により作成した各市町村の結果資料を掲載することについて

同意する

同意しない

(いずれかに○を付してください。)

北海道教育委員会教育長 様

(仁木町) 教育委員会

(御回答ください。)

1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。

(□にレ印を入れてください。)

教育委員会に諮り決定した。

教育長が決定した。

その他 ()

2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等がありますか。

(なし)

3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由を下欄に記入願います。

4 今後の北海道版結果報告書の内容について、御意見等がありましたら、下欄に記入願います。

ありがとうございました。

2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

平成31年4月8日
スポーツ庁次長

1. 調査の目的

- (1) 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策（各国公立学校においては取組）の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2. 調査の名称

2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 調査の対象及び調査内容

(1) 児童

① 調査対象者

小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の5年生全員

ただし、特別支援学校及び小学校の特別支援学級に在籍している児童については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等）

(2) 生徒

① 調査対象者

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の2年生全員

ただし、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）
（テスト項目）

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子1500m、女子1000m）
又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等）

(3) 学校

① 調査対象校

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び小学部もしくは中学部を置く特別
支援学校の全校

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力・運動能力、運動習慣等の向上に係る学校の取組等）

(4) 教育委員会

① 調査対象

全教育委員会

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力・運動能力、運動習慣等の向上に係る教育委員会の取組等）

4. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

① 実技調査実施期間

2019年4月から7月末までの期間に実施する。

② 児童生徒質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

③ 学校質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

④ 教育委員会質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

⑤ 調査実施に関するスケジュール

別紙1のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

(1) 調査は、スポーツ庁が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者

として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

6. 調査結果の取扱い

スポーツ庁は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、各都道府県私立学校所轄庁、各附属学校を置く国立大学法人、各附属学校を置く公立大学法人及び各学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

スポーツ庁は、本調査の結果として、以下の事項等を示す。

- ① 実技に関する調査の結果として、
 - ア 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等
 - イ 総合評価の段階別割合
- ② 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果として、
 - ア 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況
 - イ 児童生徒質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - ウ 学校質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - エ 児童生徒質問紙調査の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況との相関関係の分析
 - オ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果のスポーツ庁による公表

スポーツ庁は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。スポーツ庁が公表する調査結果については、公表後速やかに、スポーツ庁ホームページに掲載する。

- ① 以下のアからオまでの区分に応じ、上記(1)のア及びイで示した結果
 - ア 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
 - イ 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
 - ウ 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
 - エ 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
 - オ 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）
- ② その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。

- ① スポーツ庁は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。
 - ア 都道府県教育委員会に対しては、当該都道府県教育委員会が設置する各学校の状況、当該都道府県教育委員会における公立学校全体の状況、当該都道府県教育委員会（指定都市を除く）における公立学校全体の状況、域内の各市町村教育委員会における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果
 - イ 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果
 - ウ 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票
 - エ その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- ② 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等及びスポーツ庁においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

- ① 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に取り組むこと。
- ② 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。
- ④ スポーツ庁は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

- ① 教育委員会及び学校による調査結果の公表
 - ア 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

(7) 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(イ) 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、エに基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、エに基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

(ロ) (ア)又は(イ)に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(エ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

イ 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

(7) 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(イ) 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(ロ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

ウ 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

エ 調査結果の公表に当たっては、以下の(ア)から(カ)までにより行うこと。

(7) 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

(イ) 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。

(ロ) アの(7)又はイの(イ)に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又はアの(イ)において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

(エ) 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

(オ) 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

(カ) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な

配慮を行うこと。

オ 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

② スポーツ庁が公表する内容以外の調査結果の取扱い

ア スポーツ庁は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、スポーツ庁から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に6.(5)①エを十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

7. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、スポーツ庁は民間機関等への委託等を行い、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

① 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

② 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。

③ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

④ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

⑤ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

⑥ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

- ⑦ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力や運動習慣等向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① スポーツ庁及びスポーツ庁が委託等を行った民間機関等は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- ② 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育科、保健体育科の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ① 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。
- ② 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ③ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ④ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

9. 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の活用について

各教育委員会、学校の設置者及び学校においては、すでに公表している平成30年度調査結果、報告書及び今までの調査結果や報告書を十分に活用して、児童生徒の体力や運動習慣等を把握・分析し、子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る継続的な検証改善サイクルを確立すること。

(別紙1)

調査実施に関するスケジュール

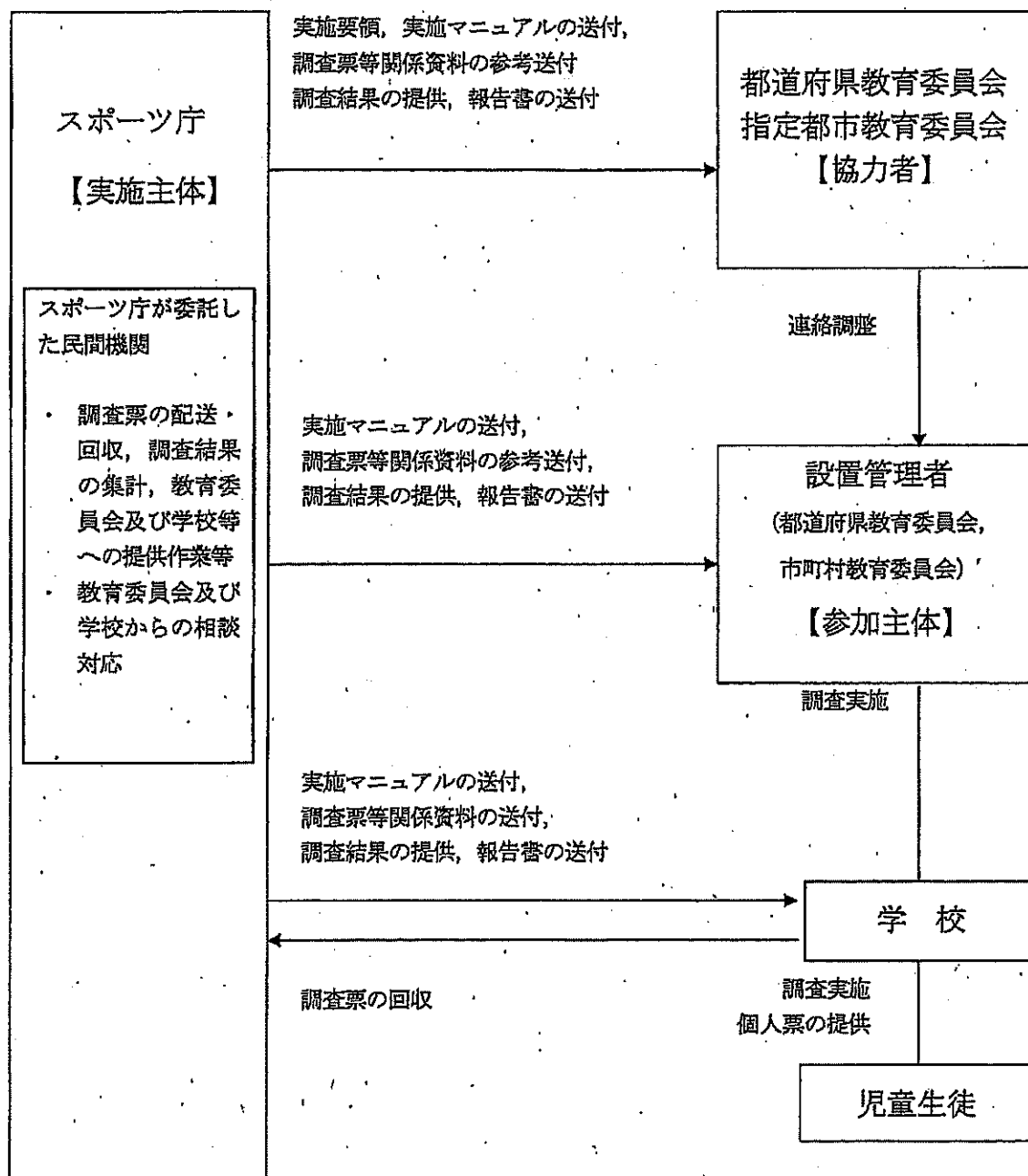
2019年	スポーツ庁等※1)	都道府県等※2)	設置管理者	学校
4月	実施要領の通知	実施要領受領・周知	実施要領受領・周知	実施要領受領
6月	調査票等の発送			調査票等の受領 4月～7月調査実施
7月				調査票記入
7月	調査結果の回収			調査結果の提出
12月中旬	調査結果の公表及び教育委員会、学校等への提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
1月	報告書のとりまとめ	報告書の受領	報告書の受領	報告書の受領

※1 スポーツ庁等には、スポーツ庁が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

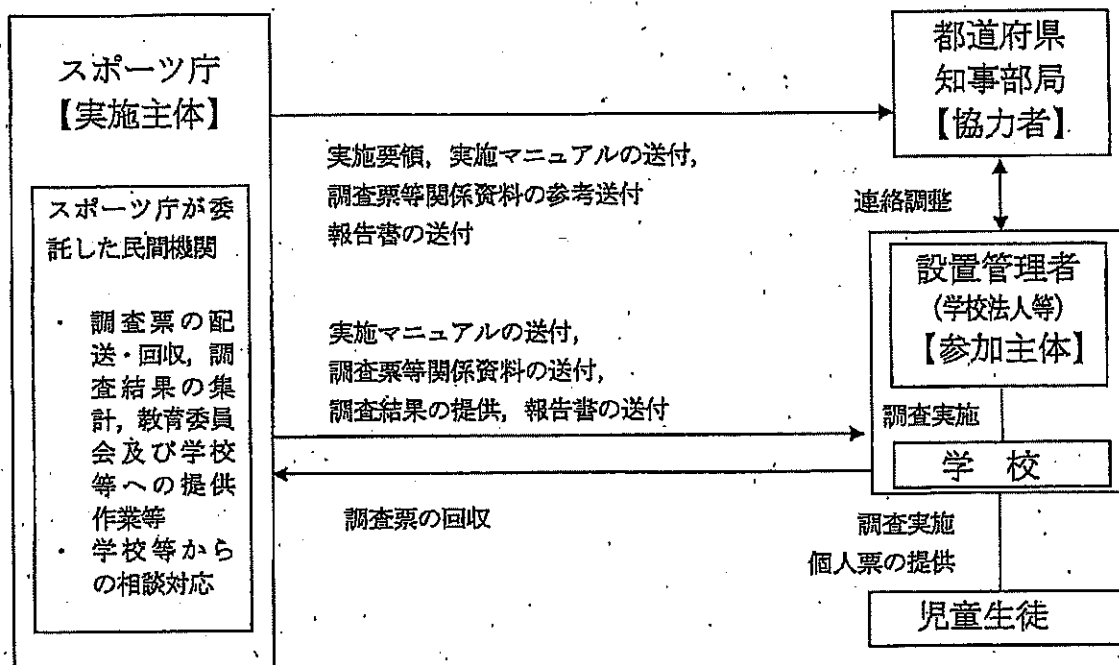
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



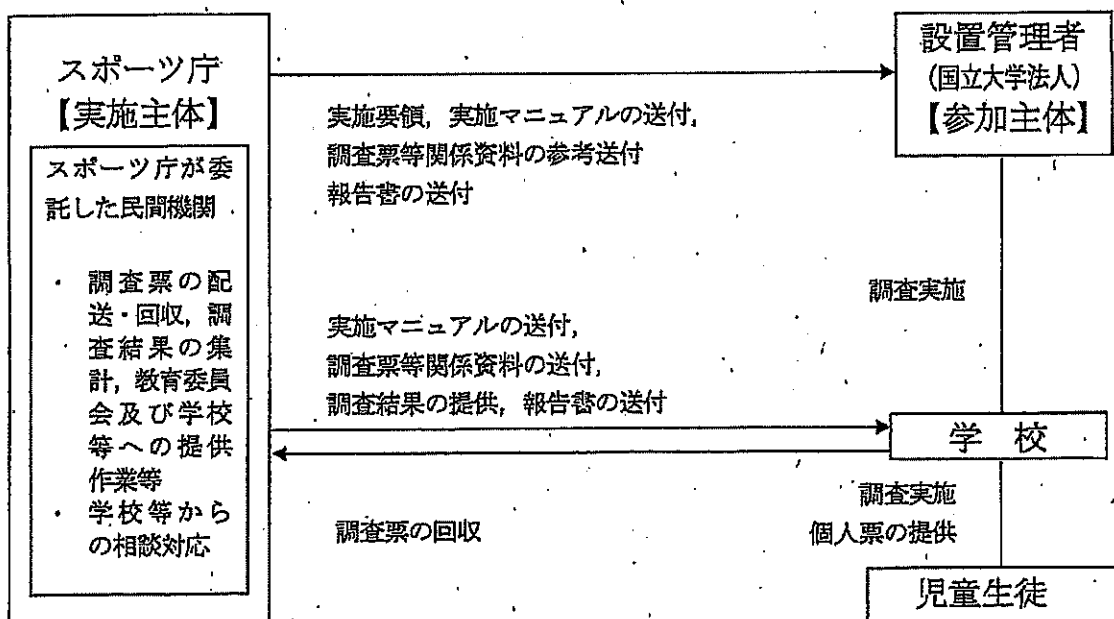
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国公立大学法人学校】

国公立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委の説明責任

道教委では、本道教育の推進に当たり、その責任と権限の下に、教職員の任用や人事、給与負担を行うとともに、本道教育が直面する教育課題を解決するため、広域的な行政施策を実施してきており、その成果等について道民にわかりやすく説明する責任があります。

こうしたことから、道教委としては、できるだけきめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施要領上、最大限可能な範囲として管内別の結果を公表するなど、報告書の内容について不断の工夫・改善を行っているところです。

平成26年度の実施要領から、①都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、②都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされました。

この実施要領の改訂を受け、道教委では、市町村教育委員会の同意を前提として、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村別の結果を公表することとし、平成26年度の報告書から、同意が得られた市町村の調査結果及び分析結果・改善方策（市町村の体力向上策）を、報告書に掲載し公表しています。

道教委では、本年度も同様の考え方で市町村別の結果を報告書に掲載したいと考えております。

◆ 市町村教育委員会の説明責任

一方、小・中学校の教育に関しては、市町村教育委員会が設置管理者としての責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を様々な角度から一定の数値により分かりやすく公表するとともに、施策の改善につなげていくことが大切である。

なお、道教委では、市町村教育委員会の公表については、学校・家庭・地域・行政が各地域の体力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の体力・運動能力等の状況の改善に一丸となって取り組むことができるよう、これまでも分かりやすい公表を行うよう働きかけてきたところであり、実施要領を踏まえた公表内容の改善・充実について引き続き働きかけていく考えです。

◆ 道教委による公表の具体

1 道教委による市町村名を明らかにした公表について

- 各種目の成果と課題が明確になるよう、各種目のT得点を示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や改善方策（市町村の体力向上策）を併せて示すようにします。

〔公表内容〕 別添3「道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」による

- 体力合計点については、教育上の配慮が必要と考えられる市町村（※）以外の市町村は、体力合計点の数値も公表することが望ましいと考えています。

（※）・小学校1校：42市町村 中学校1校：95市町村
・対象となる児童生徒数が少ない市町村
（参考：道教委では児童生徒数が250～350人程度である檜山、留萌管内を公表）
・ただし、道内には児童生徒数が少なくても体力合計点の数値を公表している町もあり、最終的には地域の実情に応じて市町村が判断すべき。

- 同意が得られた市町村については、2月を目途に公表を予定している道教委の報告に、別添3により作成した資料を掲載します。

2 道教委による学校名を明らかにした公表について

- 都道府県教委が市町村教委の同意を得た上で学校名を明らかにした公表を行う際には、各学校の分析の結果や改善状況を合わせて示す必要がありますが、全道の学校数が約1,600校に上ること、児童生徒数が少なく教育上の配慮が必要な学校が多いことから、市町村教委や学校が判断することが望ましいと考えています。

3 報道への対応

- 報道機関に対し、体力合計点の数値を一覧にするなど、序列化や過度な競争につながる報道をしないよう要請します。

日程第 6

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和元年 11 月 18 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和元年第12回仁木町教育委員会定例会

12月 4日 (水) 14:30～ 応接室

※平成30年・・・12月11日 (火) 14:27～15:55

※平成29年・・・12月 6日 (水) 13:30～15:55

★ 仁木町総合教育会議

12月 4日 (水) 16:00～ 応接室

★ 仁木町教育懇談会

12月 4日 (水) 18:00～

- ★ 令和元年度市町村教育委員会新任委員研修会（関委員）
 - 11月19日（火）13：00～ 北海道庁別館

- 後志教育局学校教育指導（学校訪問等）
 - 11月19日（火） 仁木中学校 新栄指導主事
 - 11月20日（水） 銀山小学校 鈴木主任指導主事
 - 11月22日（金） 銀山中学校 鈴木主任指導主事

- 令和元年度後志へき地複式教育研究大会仁木大会
 - 11月20日（水）14：30～ 銀山小学校

- 定例校長会
 - 11月21日（木） 9：30～ 会議室2

- DACセブンサミッツ冒険教室（道徳特別授業）
 - 11月21日（木）14：20～ 仁木中学校

- 冬期安全運転合同研修会
 - 11月22日（金）15：30～ 町民センター・交流ホール

- 令和元年度後志管内スポーツ推進委員協議会研修会
 - 「RIZAP健康セミナー」（次長代理出席）
 - 11月23日（土）13：45～ 町民センター

- 仁木小学校学年別参観日
 - 11月25日（月）13：25～ 低学年
 - 11月27日（水）13：25～ 中学年
 - 11月29日（金）13：25～ 高学年

- 義務教育指導監学校経営指導訪問
 - 11月27日（水） 9：00～ 銀山小学校、銀山中学校
 - 11月28日（木） 9：00～ 仁木小学校、仁木中学校

○ 千葉ロッテマリーンズ井口監督来庁対応

11月27日(水) 16:00～ 表敬訪問・・・応接室

16:30～ 少年野球教室・・・山村開発センター

19:00～ 懇親会・・・水明閣

○ 爽友会国政報告会並びに例会

11月30日(土) 16:00～ 水明閣

3 その他

○ 仁木町学校教育基本方針に係る意見交換会の開催について

12月10日(火) 18:30～ 銀山生活改善センター

12月11日(水) 18:30～ 仁木町民センター

○ 令和元年度学校評議員会の開催結果報告について

仁木中学校 第2回報告・・・P31

仁木小学校 第2回報告・・・P32

令和元年度 第2回学校評議員会の報告

仁木町立仁木中学校

開催日時	令和元年10月16日(水) 18:30~20:00
出席者評議員	<input type="checkbox"/> 嶋田茂評議員 <input type="checkbox"/> 大久保俊哉評議員 <input type="checkbox"/> 藤田浩評議員
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営の説明 ○令和元年度学校評価中間反省について ○質疑応答
評議員からの 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・学習面の評価についてしっかり分析されているので良い。 ・放課後学習会の出席状況について学習定着が十分ではない生徒にこそ積極的に出てもらいたいのだが。 ・危機管理対応を先生がしっかりできないのであれば困る。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・自己分析がしっかりできているので改善に向けて対応してもらいたい。 ・危機対応の研修をしっかりやってもらいたい。

教育長	次長	主幹	係長	起案者	本件
					3ka
仁木町教育委員会 回					議
教育長 岩井 秋男 様					
よろしいですか 令和元年 10月 1日					

北海道教育委員会	
<input checked="" type="checkbox"/> 公認	<input type="checkbox"/> 非公認
<input type="checkbox"/> 一般公開	<input type="checkbox"/> 特種 ()
令和元年 10月 1日	
2019.10.5.8 (1)	

仁木町立仁木小学校
校長 渡邊



第2回学校評議員会の報告

標記第2回学校評議員会を下記の通り開催しましたので、報告致します。

記

- 1 開催日時 令和元年10月28日(月) 19時00分～20時30分
- 2 出席者

学校評議員	工藤 義見	木村 公一	今野 美和	菊地 健文
学校側	校長・渡邊 均	教頭・吉田 貴		
	教務主任・齊藤 伸博			
- 3 協議事項
 - (1) 令和元年度学校の教育活動の様子について
 - (2) 令和元年度学校評価(中間評価とその後の取組について)
 - (3) 令和元年度学校関係者評価(中間評価)について
 - (4) 評議員より学校に対する意見

4 学校評議員からの主な意見

- ※関係者中間評価については別紙のとおり。
- 学芸会の発表は、どの学年も見ていてわかりやすいもので大変良かった。また、裏方として照明係や放送係などで動いている子供たちの姿も見ていたが、一生懸命頑張っている様子であった。
- 家庭学習は小学1年生から取り組ませてもらえないと簡単には積み上がっていかず、中学生になった時に大変である。学校と家庭とが連携して小さいうちから学習習慣をつけるようお願いしたい。
- 先生方の取組が子供たちが良い方向に向かっていることにつながっている。大変なこともあるだろうと思うので、そのことも知ることであればよいと考えている。
- 学芸会がとても良かった。先生方のおかげと感謝している。

